

松江 NPO ネットワーク

正会員及び賛助会員(団体)に関する入会規程

■ 規約第 5 条により、この会の会員は次の 2 種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し、入会した NPO 法人。表決権を有す。
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会し、活動を賛助する法人格を持たない NPO 及び個人。

■ 団体入会要件

以下のすべての項目に該当する場合、入会を認めるものとする。

1. 本ネットワークの目的に賛同する非営利活動団体であること。
2. インターネット上で組織情報を開示していること、若しくは本ネットワーク会員による推薦があること。
3. 活動に関わる意思決定を組織的に行っていること。
4. 3ヶ月以上の活動実績があること。
5. 他団体と協力して、本ネットワークの目的達成に努めること。
6. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
7. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
8. 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

この規程は、2020年11月8日より実施する。